

愛育ながさき

Ai-iku-Nagasaki 51号

発行所/一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会
発行者/竹内隆伯 発行日/令和4年1月17日
〒852-8104 長崎市茂里町3-24
長崎県総合福祉センター県棟4F 408号
Tel:095-846-8730/Fax:095-846-8738
E-mail:info@ikusei-nagasaki.jp

私たちの暮らしと育成会のこれから

～西彼大会アンケートより見えてくるもの～

令和3年度臨時社員総会

全育連 権利擁護セミナー

長崎育成会フォーラム

障害理解啓発研修 in 壱岐

初日の出・長崎市 川原海水浴場

ながさき育成会フォーラム

今年度7月の相談員研修の折、受講者から要望の多かったテーマが成年後見制度でした。

障害のある人や家族が地域で安心して生活するためにこの制度を活用するにはどうしたらよいのか、実際に利用するにはどんな手続きなどがあるのか、正しい知識を持ち、より理解を深めることが必要です。

昨年、全国手をつなぐ育成会が実施した成年後見制度に関するアンケート調査の現状分析結果からも、成年後見制度がもたらすもの、また、制度が抱える様々な課題も見えてきました。ながさき育成会フォーラムでは、知的障害のある人にも活用しやすい制度になるよう育成会として働きかけていくことができるのか、私たちの求めるべきものを学ぼうと、下記のようにオンラインで開催されました。



講演「育成会と成年後見制度」

講師：全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 又村 あおい氏

学ぶ度に必要を感じる

今年度7月の「知的障害者相談員研修会」のおり、受講者から「成年後見制度について詳しく知りたい」という要望が多く、研修会が開催されました。全育連が実施した成年後見に関するアンケートをもとに、結果の概要、結果から見える知的障害分野における、成年後見制度の課題についての話でした。

障害をもつ子の親としては、必要な制度と思い何度か受講してきましたが、受講する度に必要性を再確認しました。今回の話も、認知度は高いが実際に利用している人は少なく、利用のきっかけは、必要に迫られたケースが多く、途中で止められない、財産管理だけで身上保護をしてもらえない、福祉と連携していない等、問題となる点は、利用していない人の不安要素でもあるようです。

しかしながら、将来的には利用したいと思っている人は多く、より良く改善されるよう全育連の活動に期待し、私もできることから始めたいと思います。(佐世保市育成会 平本 恵子)

個別に対応できる制度になれば

今回の研修で、成年後見制度の現状や問題点等を知ることができました。成年後見制度の認知度は高く、ご家族やご本人の年齢が高い方が関心を向ける印象がありましたが、本人年齢が30歳代までの若い世代のご家族にも関心が高いことを知ることが出来ました。

その反面、実際の利用率は低く、成年後見制度が広く使われない理由として、『途中で辞められない・身上保護をしてもらえない・報酬が高い』と3つの問題を挙げられ、知的障害のある方やそのご家族に沿わない状況なのだと感じました。

後見制度を实际利用されている方は、認知症のある高齢者の方が多くを占めており、現制度は高齢者に焦点をあてた内容のように感じました。個人的には『途中で辞められない』ことに大きな壁を感じ、生活環境の変化にも柔軟な対応が可能になれば、もっと後見制度が身近なものになるのでは・・・と思いました。

後見制度はその方の人権や権利を守る素晴らしい制度だと思います。知的障害のある方、そしてそのご家族の方が安心して過ごすことが出来る“成年後見制度”を選択でき、個別に対応できる環境が整った社会になれるよう、私たちも職員という立場で成年後見制度について学び、育成会として情報の提供や共有等出来ることから始めていかなければならないと思いました。《時津町育成会 西川・岸部》

令和3年度 臨時社員総会要旨

令和3年10月15日

■定款変更に伴う会員・社員・理事の位置付けの整理

(1) 会 員

・定款変更前は会員＝社員であったが、定款変更により社員は会員が所属する育成会の代表者1名となります。従って今後の総会は社員1名が構成員として、議決権を有し参加することになり会員毎に総会の案内はいたしません。

- ① 長崎県の育成会活動に全会員が一同に参加する機会は別の形で計画しています。
※例えば社員総会を年1回ではなく2回開催し、社員（育成会代表者）と会員も自由に参加できるような研修や講師を招いての講演会の開催など
- ② 総会の内容や広報誌など、必要な情報は従来通り所属育成会を通し発信いたします。
※地域育成会会員の育成会活動は従来と変わりなく行えるものと考えています。
- ③ 会員減少に対する取り組みとしては、全育連からは若い世代が意見を述べやすく参加しやすい組織運営や、育成会会員であることで加入できる所得補償の保険などを活用する等を提案されています。また、育成会への入会資格を障害のある本人及び家族に限定せず、理解者も入会できる規則とすることも必要と考えています。

(2) 社 員

・定款改定により、地域育成会、施設育成会の代表者が議決権を有する社員となります。従来の総会は全会員（約2,000名）を社員として参加をお願いしていましたが、今後は地域育成会17名、施設育成会14名、本人組織1名の約32名の社員による総会の開催となります。

- ① 社員総会に出席し、県育成会の事業報告、決算報告、理事・監事の選任、その他、運営上重要な案件について意見を述べ議決権を行使する役割を担います。定款変更も重要な案件の一つです。
- ② 現理事は各育成会の代表者1名と人口に応じ複数名をプラスして23名としています。
社員と理事の兼務も可能ですので、現理事の17名は社員と理事を兼務することも想定されます。
- ③ 育成会の活性化や次世代につなぐための運営の在り方としては、1名の社員と1名の理事（複数の場合もあり）、2人が各育成会で役割を担うことができれば理想的な活動体制になるのではとも思量しています。
- ④ 各育成会の代表者（会長や理事長）としての役割は従来通りと想定していますので全国や県育成会からの情報等は従来通り発信します。
- ⑤ 各育成会の組織運営上、会長や理事長以外の方が社員となる場合、定款上の問題はありませんので、上記④の情報は会長や理事長及び社員に対して発信することになります。
※会長、理事長以外の方が県の理事、社員となった場合は同じ情報が3部発信されることになると想定しています。

(3) 理 事

・理事は理事会を構成し、県育成会の運営に係る事業計画・予算の作成及び執行する役割を担います。県内外の福祉関係機関の理事や委員への就任、各種会議へ参加し知的障害児者の福祉に推進に関する意見を求められます。現在は会長、副会長、事務局長で分担し担当するとともに、専門的分野については数名の理事が分担し役割を担い知的障害児者団体としての役割を果たすべく努めているところです。

- ① 理事会の現状は事業計画・予算の作成及び執行のみならず、事業・決算報告の審議議決重要事項の審議議決を行い、年一度の総会に諮り議決するという手順で進めています。実質的には運営の執行機関と議決機関という役割を担っています。本来、総会が議決機関であり、理事会の執行状況を牽制する機関として位置づける必要があります。理事と社員の関係もそのような関係性の中で連携して組織運営を行うことが組織の健全性、活性化に繋がるものと考えています。
- ② 理事の選任は組織として取り組むべき事業（特に権利擁護・啓発活動・政策提言・広報誌発行・福祉関連の研修）を担う上で必要な人数（人材）を確保したい。
- ③ 理事は会長・副会長候補者であること、他の理事についても組織運営の一端を担うことが求められることから、理事の選任に一定の制限が生じることは、やむを得ない措置と理解して頂きたい。
- ④ 地域の状況により会員数が少ない育成会では組織の運営上、社員と理事を兼ねることはやむを得ないことと思いますが、会員・社員・理事の役割分担についてご理解いただき、引き続きご協力をお願いします。

私たちの暮らしと育成会のこれから

第33回長崎県育成会西彼大会 アンケート結果から見えてきたもの

第33回長崎県育成会大会開催地である西彼地区(西海市、長与町、時津町)を中心として、本県育成会会員の現状や悩み、将来の不安などを調査し、障害者本人、並びにご家族、その関係者の方々の今後の生活に生かせるようにアンケートを実施しました。結果から見えてくるものを考察します。

【アンケート対象者の地域性と現況】

- ・福祉施設の利用者が69%と最も高く、何らかの福祉支援を受けての生活が伺える。在宅14名は年齢、障害程度にもよるが、親子生活の様子が気になるところである。
- ・西彼圏域はB型事業所が多いためにB型事業所の利用が多い。・成年後見の利用者が1名のみ

■現在、身近に相談できる人はいますか

「はい」…82/89 「いいえ」…7 ある程度の安心感は担保できているが「いいえ」は課題。

【相談相手】家族62 事業所職員50 相談員43 育成会会員31 医師18 親族17 (以下5は略)
少なくとも身近に2~3名は相談できる人がいると仮定できる。

■お住いの地域に障害のある方が安心して暮らせる社会資源はありますか

「いいえ」…20/88 どのような社会資源を必要としているのか育成会として知ることは、重要な育成会活動のひとつと言える。

■相談支援事業所を利用していますか

「いいえ」…22/86 セルフプランでサービス等利用計画をしての福祉サービス利用＝利用施設の職員等への相談で済んでいる？あるいは育成会が運営している相談支援事業の利用、と捉えて？また、相談支援事業所の業務内容を理解しておらず、利用していないと回答しているかもしれない。

■本人または家族の心配事など 地域の育成会へ相談していますか

「はい」…39/85 (働くこと12、病気17、住まい8 その他行政手続き…5 親亡き後…4)

「いいえ」…43 「育成会の人や場所を知らない」「何を相談すればいいのか判らない」育成会の必要性、相談支援事業所の重要性が知られていない？

■各地域育成会の行事に参加していますか

参加…41/87 時々参加…29 参加していない…15「体調がよくない」「仕事の都合」「コロナ感染予防」等。無理なく参加したくなる活動の模索が必要か？

■お住いの育成会がどのような活動をしているか知っていますか

「はい」…62/86 「いいえ」…20 会員が活動について知らないという回答は、何を意味するか、各育成会で熟慮する必要がある。若い人が入会しない現実とも関係するかも？

■育成会は必要と思いますか

「はい」…70/88 「いいえ」…4 回答なし14 「いいえ」+「回答なし」計18の数字は育成会の存在意義に係る重要な結果。

■どのような理由で必要と思いますか

会員交流…64/269 福祉施策情報の取得…58 行政への要望…43 相談…33 本人交流…39 行事参加…31

■必要としない理由は何ですか

「利用したことがないのでわからない」「グループホームの生活支援員にいろいろ相談している」

■会員減少について何が原因とお考えですか

高齢化・若い人の入会がない・ニーズの多様化への対応不足・育成会の存在を知らない、必要性について情報の発信不足・読みたくするような情報の発信がない・行政の窓口サービスで足りる・福祉制度が整い育成会の必要性を感じない・SNS等で施設情報を得られる・魅力やメリットが感じられない・自分の役割が見えない・活動内容の見直し・施設利用者への優遇傾向・会員同士の交流機会がない・福祉

サービスの充実により、各自で解決できている・育成会に相談すると入会の勧奨や役員への就任、付き合いが面倒

➤現会員の言葉であるこの意見から、若い人が入会したくなるような取り組みについて議論する必要があるのでは…。なぜ自分は入会したのだろうか等々…。

➤育成会の必要性や組織、活動内容等々、解りやすく、読みやすい情報の発信に努めると共に、知ってもらう取り組み。

■親亡き後について、心配に思うことは何ですか(複数回答可)

毎日の生活支援(親以外の家族による支援)…62(49) 金銭管理…60 健康管理…54

高齢化…38、意思決定の支援…36、住む場所…36、相談する人…27、災害時の対応…25

➤生活支援と金銭管理が最多、意思決定支援も含め制度面からは成年後見制度の利用が望まれる。

➤親のように寄り添って支援してもらえるか心配する内容が読み取れる。本人の権利を擁護する組織である親の会の役割と言える。

■親亡き後の本人の将来について、どのようにお考えですか

グループホーム…46/135 親族…29 入所施設…27 育成会に相談…15 成年後見人…10

➤グループホームが家族との生活に近い環境であるとの認識度が高いと思われる。

➤施設入所利用は、障害特性や長く利用している等、安心できる場所と考えていることが窺える。

➤親亡き後の将来は、相談支援事業所とのつながり、後見制度の利用も含め、早めの準備が必要。

障害理解啓発研修 長崎よかよか隊 in 壱岐

私たち長崎市手をつなぐ育成会のキャラバン隊「長崎よかよか隊」は、長崎県の助成を受け実施している知的障害理解啓発研修会を令和元年度の第一回目からお手伝いさせていただいております。対馬市、上五島市などの離島や松浦市、島原市など長崎県下 12ヶ所を3年に分けて、まさにキャラバンしてきましたが、いよいよ今年度が最終年度となりました。多くの離島を抱える長崎県の広大さと各地の美しさに感動しながら、研修会が始まる前は毎回いまだに多少の緊張感を味わっています。

今年度第一回の10月2日に壱岐市で行われた研修会では、当日早朝の飛行機で壱岐入りしました。コロナ感染者増加もやや落ち着きを見せ、緊急事態宣言解除後ではありましたが、70余名の参加者のみなさまには感染症対策にご協力いただき、疑似体験で使用した軍手やリボン、シールはお持ち帰りいただくなど工夫して、無事終了することができました。

終了後のアンケートにも、「知的・発達障害のある人の『生きづらさ』を理解できた。その『生きづらさ』を少しでも軽減できるよう支援配慮していきたい。」との嬉しい感想をいただきました。疑似体験によって参加者のみなさまにも、知的障害のある人の生きづらさや大変さをより実感していただけたようでした。

この事業の本来の目的は、長崎県下各市町村に独自の啓発隊を結成してもらうことです。各市町村で抱える問題も様々で、なかなか思うように地元の啓発隊を組織するのは難しいところもあるようです。しかし研修会のたびに取られるアンケートに数名、啓発キャラバンに参加したいと手を挙げられる方もおられるようです。是非、その思いを無駄にすることなく、協力しながら幅広く活動できる枠組みができるといいなと思います。(長崎市育成会 上田 小夜香)



全国手をつなぐ育成会 権利擁護セミナーin札幌

10月27日(水)、東京の全国育成会連合会事務局と札幌の会場とをオンラインでつなぎ、全国で視聴されました。このセミナーはコロナ感染拡大が心配される2月26日に鳥取でもオンライン開催され、多くの会員が視聴し、従来の現地開催と比べると、ネット環境があれば誰でも参加できるシステムです。

今回も「本人の暮らしを支える—福祉も成年後見もどっちも大事〜大切にしたい、意思決定支援〜」と題して、講演やシンポジウム等、多彩な内容となりました。

講演①「当事者活動(本人活動、)地域生活支援で権利擁護を考える」

(講師) 札幌みんなの会 支援者 光増 正久氏

講演②「コミュニケーション障害のある人の意思決定支援を考える」

(講師) ノーマライゼーションサポートセンター こころりんく東川 大友 愛美氏

シンポジウム

(シンポジストの導入の話)

「意思決定支援から考える成年後見制度」

全育連常務理事 又村 あおい氏

「身上保護と報酬の問題について」

弁護士、権利擁護センター専門委員 関哉 直人氏

「成年後見制度と障害者権利条約」

日本社会事業大学院准教授、当会権利擁護センター専門委員 曾根 直樹氏

「成年後見制度〜重要な制度だが使いにくい〜」

全国手をつなぐ育成会会長 久保 厚子氏

シンポジウム「成年後見制度について」

シンポジスト 又村 あおい氏、関哉 直人氏、曾根 直樹氏、久保 厚子氏

助言者 光増 昌久氏、大友 愛美氏

コーディネーター 田中 正博氏(全育連専務理事)



多岐にわたる内容ではありましたが、その中で『理解できる・できないに関わらず、本人に必要な情報を提供する誠実さと、本人が望まないものを経験する権利や、経験によって変わる権利もあることを意識して』支援する、と大友氏が話されました。

また、国の成年後見制度利用促進委員会に参加されている久保会長も、後見制度を「重要だけれども使いにくい」として、

①後見人には代理権も取消権も同意権もあるのに、被後見人の意思は全く尊重されない

②親族後見には成年後見監督人が必ず選任される

③本人や家族、親族の信頼がなくても後見人は変更できない

④報酬の負担が重い、さらに意思決定支援の実施と障害特性等の理解が少ない と話されました。

そのため全育連では、

- ・身上保護の充実と意思決定支援の実現。
- ・司法の関係者は障害特性等を理解すること。
- ・財産保全の現状を改め破綻しない範囲で本人の意向に沿ったお金の使い方をして欲しい。
- ・意思決定支援による権利擁護の充実 等々。

そして、本人を理解し支援してきた社会福祉法人による後見も選択肢の一つだろうと提言されました。その他、本人と後見人との相性等を確認するためのお試しの取組みの提案や、後見報酬については公的な補助を進める議論等、抜本的な法改正について意見を挙げていこうと話されました。

成年後見制度は、知的障害のある人たちにとっては、社会で生きていく上で必ず必要な制度です。国連の権利条約の観点からも多くの指摘のある制度ですが、今後全ての知的障害のある人達が使いやすい制度に改善するため、私たちもしっかり情報を捉え育成会としての意見を挙げていきたいと考えています。(報告 谷)

県の吉田障害福祉課長他6名、育成会の竹内会長、谷・山口両副会長、三村事務局長4名で、対面形式により和やかな雰囲気のもと、きめ細やかな意見交換が行われました。誌面の都合上、項目と要点のみを掲載します。(要=要望 回=回答)

I 地域生活支援事業について

- ＜要＞地域生活支援事業(必須事業)が全市町で実施されるよう指導助言をお願いする。
- ＜回＞今年度の理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業は県内14市町で実施。地域生活支援及び同促進事業は、地域の実情に応じて市町が実施。財政負担の問題から、全ての必須事業について実施は困難。県としては全市町での実施を働きかけると共に、十分な財政支援措置を国へ要望していく。

II 地域生活支援拠点の整備状況について

- ＜要＞(1)県下の整備状況と機能内容の説明をお願いする。
- (2)令和3年3月まで「整備完了」とした場合であっても、市町の(自立支援)協議会における進行管理と検証、検討により漸次的に不足する機能の整備が不可欠であることを市町へ伝達。
- ＜回＞(1)1圏域3市町整備済(上五島圏域:上五島町・小値賀町)大村市、壱岐市、五島市。大村市、五島市は5機能(①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり)を整備済み。
- (2)地域の障害者の方々が利用しやすいことが求められる。定期的な状況確認と助言を行う。

III 医療的ケア児者に対する支援

- ＜要＞(1)福祉計画において、医療的ケア児の実態調査、支援体制・基礎資料作成・協議し医療的ケア児コーディネーターを配置することになっている。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」との整合性検証。家族等の過重な負担も考慮し、5年度末にこだわらず取り組みの加速を望む。
- (2)特別支援学校等における看護師の配置。
- ＜回＞(1)医療的ケア児等の実態調査(家族アンケート)を関係機関の協力で実施、現在集計作業中。今年度中に名簿を作成、市町へ提供、地域支援体制整備や災害時個別支援計画作成等に活用すべく市町と協議の予定。
- (2)今年度は、医療的ケア児が在籍する特別支援学校7校に21名の看護師を配置。今後は法律を踏まえ人工呼吸器等のより高度な医療的ケアへ対応出来るよう看護師の拡充や研修の充実などに取り組んでいく。

IV 成年後見制度の利用促進に関すること

- ＜要＞(1)制度を利用する上で身上保護に対する支援が重要。県下の中核機関設置状況及び設置計画についてお尋ね。
- (2)成年後見制度の申し立て及び後見人等の各市町の補助対象状況と長崎県の見解について。
- ＜回＞(1)令和2年10月時点で、中核機関の設置自治体は1団体。今年度7市町、令和4年度以降3市町。利用促進のため、地域での連携・対応強化の推進役として期待される中核機関の設置を市町へ助言、働きかけを行う。
- (2)県内で申立て費用の助成がある自治体は20市町。(内本人・親族を対象としている自治体:12市町、その他9市町)成年後見制度利用支援事業に係る助成対象の拡大について、市町へ働きかけ。国へ地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じるよう引き続き要望。

＜質疑・応答＞～育成会からの提言～

- ・後見人が必要な人がいるが、制度利用が進まない。一度後見人を付けたらやめられない。全育連は、お試し期間を設けられないかと提言している。制度は必要なので(報酬支払いのための)所得補償も考えてほしい。
- ・身上保護、意思疎通を図ってほしい。障害特性を理解できていない後見人が多い。金の支出についても規制するばかりでなく、自分が生きていける範囲のお金は使っているのではないかな。
- ・金銭管理は、被後見人と後見人を1対1ではなく、例えば被後見人100名の財産管理を一定の人数の専門家で行えるのでは。身上保護は、相談支援や福祉サービス事業所の利用者であるから、連携しつつ生活を組み立てていくような仕組みがいいのでは。全国育成会でも法人後見も選択肢のひとつとして利用促進を求めて行くとしており、制度の必要性を認めながら今の制度では使いにくい。親亡き後を考え、「周りの協力を得ながら実施する形」となるので提言している。

(報告 副会長 山口 ヨシ子)

知的障がい児者・自閉症児者の
生サポは 家族の安心を支えます

●日常生活に関する相談支援
●就労に関する相談支援
●権利擁護に関する相談支援 の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、
知的障がい児者、自閉症児者のための
病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

**AIG損害の普通傷害保険
生活サポート総合補償制度**

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険隣補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
ジェイアイシー九州
〒810-0001 福岡市中央区天神4-6-7
天神クリスタルビル14階
TEL: 092-791-7561 FAX: 092-791-7562
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
https://www.aig.co.jp/sonpo
福岡支店
〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 富士火災福岡ビル
TEL: 092-718-7000
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

ながさき知的障害児者生活サポート協会
〒852-8134 長崎市大橋町19-19
長崎市手をつなぐ育成会内
TEL: 095-845-5668 FAX: 095-845-5664
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

《 長崎県手をつなぐ育成会行事のお知らせ 》 3月まで

行 事	月 日	場 所 及 び 主 催	概 要
無料法律相談	2月10日(木) 2月22日(火)	佐世保市 山澄地区公民館 対馬市豊玉センター	13:00～14:00「保険のはなし」 (ぜんち共済・生活サポート協会) 14:10～15:20 講話・質疑 「親なき後の悩み相談」 (法律家から見た意思決定支援を含む) 弁護士 曾場尾 雅広氏 15:30～17:00 個別相談(なんでも可)
障害理解啓発研修 (知的障害疑似体験)	1月29日(土) 2月5日(土) 2月23日(水・祝)	五島市福祉保健センター 長与南交流センター 大村市中央公民館	13:00～16:00(五島 13:00～15:30) 長崎県育成会障害啓発キャラバン隊 「長崎よかよか隊」による疑似体験
全国大会	1月下旬から	全国手をつなぐ 育成会連合会	一般社団法人発足記念式典 (R2・3年度全国大会代替式典) 事前収録 YouTube 配信
本人部会「長崎きずな」 連絡協議会	2月20日(日)	長崎県総合福祉センター	10:00～12:00 1年間の反省・次年度 に向けて、県への要望回答について
全国権利擁護セミナー 全国事業所協議会大会 全国育成会フォーラム	2月3日(木) 2月12日(土) 3月上旬	埼玉県 岩手県 全育連	集合人数制限・オンライン形式 東北以外オンライン形式 事前収録 YouTube 配信
長崎県育成会理事会	3月11日(金)	長崎県総合福祉センター	13:00～16:00 R3年度補正予算等 R4年度事業計画・予算等



「手をつなぐ」は、知的な障害のある当事者（本人・家族）に関しての教育・福祉・労働等々の諸施策を中心に、全国手をつなぐ育成会連合会が編集・発行している月刊誌です。文字どおり、全国の仲間が「手をつなぐ」ために役立つ情報誌です。年間 3,900 円 B5 版 48 ページ

長崎県手をつなぐ育成会までご連絡ください。

お申込みは TEL 095-846-8730 FAX 095-846-8738 へ

知的障がい・発達障がい、ダウン症、てんかんのある方、ご家族に

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…
他人の物を壊してしまった…
虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ

ぜんちの
あんしん保険
少額短期損害総合保険(告知型)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの
こども傷害保険
権利擁護補償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、弁護士がサポート

このようにお困り事に
心当たりがある方に…

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

弁護士が
全面的に
サポート



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

【2020年1月作成 19-TC06633】

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

取扱代理店(資料請求・その他お問い合わせ)

有限会社トータル・サービス

〒850-0033 長崎県長崎市万才町6-35大樹生命長崎ビル5F

TEL:095-827-7705 FAX:095-832-2580